



十六銀行



岐阜県信用保証協会

2023年3月28日

各位



「SDGs 協調保証に係る覚書」の締結および 新保証制度「SDGs 協調保証」の取扱開始について

株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）と岐阜県信用保証協会（理事長 石原 佳洋）は、「SDGs 協調保証に係る覚書」を締結し、新保証制度「SDGs 協調保証」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

当行と岐阜県信用保証協会は、お客さまの環境・社会的課題の解決に向けた取組みを投融資業務と信用保証業務を通じて積極的に支援することにより、地域経済の持続的な成長と発展に貢献してまいります。

記

1. 目的

当行と岐阜県信用保証協会が連携し、「SDGs 協調保証」による信用保証付き事業資金融資と、主要融資条件が同一の固有事業資金融資を協調して対応することにより、SDGs に積極的に取り組むお客さまの金融の円滑化、SDGs の推進および地域経済の発展をはかることを目的とします。

2. 覚書締結日

2023年3月27日（月）

3. 制度名称

「SDGs 協調保証」（詳細は別紙をご参照ください）

4. 取扱期間

2023年4月1日～2030年12月31日（信用保証協会受付分）まで

以上

【本件ご照会先：経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】

【制度概要】

名 称	「SDGs 協調保証」 略称：SDGs 協調
ご利用いただける方 (次の(1)(2)の いずれにも該当し、 かつ(3)(4)の いずれかに該当する方)	<p>(1) 岐阜県内に工場または事業所を有し、3年以上継続して同一事業を営み、2期以上の確定申告を行っていること</p> <p>(2) 十六銀行と与信取引が6か月以上あり、十六銀行が協調プロパー融資の取扱いを行うこと</p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「清流の国ぎふ」SDGs 推進ネットワーク設置要綱第5条に該当するとして登録されていること • 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第3条各号に該当するとして登録されていること • 岐阜県温室効果ガス排出削減計画に係る計画書について、評価項目のいずれかがAの事業をおこなっていること（評価後3年以内に限る） • 岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」登録制度実施要綱第4条第1項の規定により「岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」」として登録されていること <p>(4) 十六銀行が、独自の基準によりSDGsに積極的に取り組む事業者として認定していること</p>
融資形態	証書貸付または手形貸付
資金使途	事業に必要な設備資金および当該設備導入に要する経費
保証限度額	保証料率区分「5」以上の方 160,000千円 保証料率区分「4」以下の方 80,000千円
保証期間	設備資金 15年以内 運転設備資金 15年以内 ※1年以内の据置期間を含みます。
金利	十六銀行所定の金利

※ 審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。